

## フランスの臨時特別補償税

(1955年1月17日締約国団決定：BISD 3S/26)

### 【事実の概要】

1. フランスは、1949年末以来、ヨーロッパ経済協力機構（OEEC）の通商自由化ログラムに従って、OEEC加盟国からの輸入に対する国際収支擁護のための数量制限の段階的撤廃を進めてきたが、撤廃に伴う輸入の急増の衝撃を和らげる目的で、OEEC加盟国からの大半の輸入品に対して従価税率10-15%の臨時特別補償税を賦課していた。
2. 1954年7月29日、イタリアは、この税の賦課が一般協定第2条の関税讓許義務に違反するとして、締約国団に提訴した。締約国団は全体会合の場で本件を審議した。フランスは、この措置は国際収支擁護のための数量制限を代替する目的でなされたものではなく、OEEC加盟国からの輸入に対する数量制限の撤廃を容易にするための暫定的な経過措置であると主張した。

### 【報告要旨】

(臨時特別補償税の一般協定上の評価)

1. フランスがこの税を賦課した理由が何であれ、賦課によってフランスは一般協定第2条に基づく関税讓許の上限を越えた。また、この賦課は第1条が認めた特恵マージンの上限を越えるものである。
2. したがって、フランスのこの措置に対しては一般協定23条の発動が認められ、当該措置によって不利な影響を被った締約国は、同条2項に基づき、締約国団に対して自らが適切と考える補償措置の発動の許可を求めることができる。

(結論)

フランスは、この税をできるだけ早く撤廃すると約束しており、また、貿易体制の自由化の進展を保証する具体的な措置を講じることを表明している。

そこで、締約国団は、

1. 会期間委員会(Intersessional Committee)に対して、フランスが上記約束を実施するためによる措置をフォローするよう指示する。
2. フランス政府に対して、上記自由化措置が適用されない輸出国に対する差別待遇を軽減する措置をとることを勧告する。

3. フランス政府に対して、以上に関してとる措置を会期間委員会に報告するよう求め  
る。第一回の報告は1955年4月1日までに事務局に送られ、その後直ちに全締約国に送ら  
れる。そして、いずれかの締約国から要請があれば、フランスは協議に応じること。
4. 第10会期において、本件の再審議を行う。

#### 【解説】

23条の紛争処理手続として、パネルによる処理が一般化する以前の、締約国団による紛  
争処理の事例である。法的論点は、（一）国際収支擁護のための数量制限（一般協定第12  
条）を撤廃するに当たってフランスが実施した臨時特別補償税の賦課が、一般協定第2条  
(及び第1条)に違反するか、（二）違反するとして、フランスは一般協定上いかなる対  
応を求められるか、の二点である。

#### 1. 国際収支擁護のための数量制限と課徴金

一般協定第12条は、締約国に対して、国際収支を擁護するために、一定の条件の下で輸  
入数量制限を認めている。それによると、締約国は、「自国の貨幣準備の著しい減少の急  
迫した脅威の予防又はそのような減少の阻止」、あるいは「きわめて低い貨幣準備を有す  
る締約国の場合には、その貨幣準備の合理的な率による増加」のいずれかの目的のために  
必要な限度で、数量制限を実施することができる（第12条1項、2項）。導入された制限  
に対しては、原則として毎年、締約国団との協議が行われ（4項(b)）、条件を満たして  
いない場合には、制限の修正が求められる（同(c)(i)）。

ガットの発足当初は、米国を除く大半の締約国が国際収支擁護のための数量制限を実施  
しており、この規定はこうした実態を追認するものであった。ところで、第12条は、国際  
収支擁護のための数量制限を実施する締約国に対して広範な裁量を認めており、いったん  
制限が実施された後に、この規定を根拠に制限の撤廃を実現させることは容易ではない。  
実際に、ガットはこの種の制限の撤廃に向けて、協議を始めとする活動を行ったが、1950  
年代の末頃までは目だった成果は挙がらなかった<sup>(1)</sup>。そこで、OEECは、ヨーロッパの経  
済統合に向けた活動の一環として、加盟国間で数量制限を段階的に減らしてゆく方針をと  
った。まず、1949年に、OEECは数量制限の50%の撤廃を目標として設定した。1950年には  
自由化コードが作成され、撤廃の目標は60%に引き上げられた。目標は1951年に75%、  
1955年に90%に引き上げられた<sup>(2)</sup>。目標はほぼ達成され、1950年代の末までにはOEEC加  
盟国間で数量制限はほとんど撤廃された。ただし、フランスは、国際収支の改善が進まず、

制限の撤廃に関しても、常に目標達成で遅れをとっていた。フランスが臨時特別補償税を導入した背景には、こうした遅れを取り戻し、自由化コードに基づく義務を果たそうとする意図があった。

フランスは、自由化コードに沿ってOEEC加盟国からの輸入に対する国際収支擁護のための数量制限を撤廃し、その結果として急増したOEEC加盟国からの輸入を抑える目的で、本件税を賦課した。この税は、制限撤廃の対象となった大半の商品に対して一律に従価税率10-15%で課される一種の課徴金(surcharge)であり、一般協定の下では、関税(tariff)と同一のカテゴリーとして扱われる。したがって、譲許関税率(第2条)及び特恵マージン(第1条4項)を越えてこの税を課することは、明瞭な一般協定違反となる。

## 2. 一般協定第2条に違反する課徴金の扱い

本件において締約国団は、フランスの賦課した臨時特別補償税が一般協定第2条及び第1条4項に違反すると認定したが、フランスに対してその撤廃を直ちに求めず、できるだけ早い時期にこれを廃止するというフランスの約束(undertaking)を受け入れて、この約束の履行を監視してゆくという対応をとった。

一般的にいって、この種の違反措置に対して締約国団がとりうる措置は三通りある。第一に、直ちに撤廃(更に、場合によってはすでに徴収した税の返還)を求める。第二に、違反措置を承認するウエーバーを与える。第三に、当該締約国の撤廃の約束を受け入れて、その履行を監視する(pledge and review)。締約国団は、シロクロをはっきりさせる第一や第二の措置ではなく、第三の措置を選択した。これは、直ちに課徴金を撤廃せざるが実際上困難である一方、フランスが可及的速やかな撤廃を約束した以上、あえて現状を容認するウエーバーを与える必要はないという、きわめて現実的な考慮に基づいた判断といえる。締約国団は、1955年と1956年の二度にわたって本件のフォローアップを行い、フランスに対して繰り返し税の撤廃を求めた<sup>(3)</sup>。フランスは国際収支に改善がみられないことを理由として撤廃に応じず、1957年の初頭には、税の適用対象、税率をともに拡大した。結局、1957年の8月10日に本税は廃止され、代わって従価税率20%の為替取引税が導入された。さらにその直後、より抜本的な対策として、フランの切り下げが実施された<sup>(4)</sup>。

本件以降、国際収支擁護の目的で数量制限ではなく課徴金が賦課されたケースは10件ある。最も最近のケースは1971年の米国による10%の課徴金である<sup>(5)</sup>。その際、一般協定

からの逸脱を認めるウエーバーが与えられる場合もあったが、多くのケースでは、本件同様、締約国団はこれを事実上黙認し、当該締約国が撤廃の約束を自発的に履行するのを監視するという態度をとった<sup>(6)</sup>。その意味で、本件は、その後の課徴金に対する締約国団の対応の先例になったといえる。

東京ラウンド終結に際して、締約国団は「国際収支目的でとられる通商措置に関する宣言」を採択した<sup>(7)</sup>。宣言の第1条は、「一般協定第12条及び第13条に規定された審査の手続は、国際収支目的でとられるあらゆる輸入制限措置に適用される」と規定し、一般的な文言を用いることで、国際収支目的でとられる課徴金を認知するとともに、この種の措置の発動要件や手続を規定した。これによって、一般協定第2条の関税譲許の上限を越えた違法な課徴金の黙認という変則的な事態によくやく終止符が打たれた。

#### 〈注〉

- (1) J. H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*(1969), pp. 708-709. ジャクソンによると、1951年の時点でガットの全締約国中、国際収支擁護のための制限を実施している国は24、実施していない国は9であったが、1955年にはこの数字は各々22と12となり、この間に制限の撤廃は進んでいなかった (Ibid. p. 708)。
- (2) K. W. Dam, *The GATT:Law and International Economic Organization*, p. 158.
- (3) cf. Decision of 30 November 1955, 4S/20(1956); Decision of 16 November, 5S/27(1957).
- (4) R. E. Hudec, *Enforcing International Trade Law*, Appendix, No. 26.
- (5) 米国の1971年の輸入課徴金に関して、cf. Jackson, *The World Trading System*(1989) pp. 214-216.
- (6) *Ibid.*, p. 214.
- (7) Declaration on Trade Measures Taken for Balance-of-Payments Purposes(Adopted on 28 November 1979), 26S/205.

#### 【参考文献】

- K. W. Dam, *The GATT:Law and International Economic Organization* (1970), pp. 157-161.
- R. E. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy*, 2nd ed. (1990),

pp. 85-108.

- Hudec, *Enforcing International Trade Law*, Appendix, No. 26(mimeo.).
- J. H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*(1969), pp. 673-716.
- Jackson, *The World Trading System* (1989), pp. 213-216.
- P. Pescatore et al., *Handbook of the GATT Dispute Settlement* (1991), Pt. 2.

(中川 淳司)